

2022年（令和4年）2月1日からの使用料

20230401改正版

赤字：市民以外の者1.5倍、黒字：条例本則、青字：市内在住・在勤10人以上等50%減免

(減免を受ける場合は、減免申請依頼書の提出が必要です)

1(1) 須坂市市民体育館、須坂市北部体育館

区分	時間	午前8時30分～正午	正午～午後4時	午後4時～午後6時	午後6時～午後7時30分	午後7時30分～午後9時30分
アリーナ全面使用		4,710 3,140 1,570	4,710 3,140 1,570	2,350 1,570 780	2,350 1,570 780	2,350 1,570 780
アリーナ半面使用		2,350 1,570 780	2,350 1,570 780	1,090 730 360	1,090 730 360	1,090 730 360
卓球室（市民体育館のみ）卓球台最大4台使用可		930 620 310	930 620 310	460 310 150	460 310 150	460 310 150
個人使用	一般	150 100 -	150 100 -	70 50 -	70 50 -	70 50 -
	中学生以下	70 50 -	70 50 -	40 30 -	40 30 -	40 30 -
市民体育館 電灯使用料（1時間当たり）	高照度半面使用		700 470 -			
	高照度全面使用		1,410 940 -		卓球室	
	低照度半面使用		460 310 -		卓球台1台当たり	70 50 -
	低照度全面使用		930 620 -			
北部体育館 電灯使用料（1時間当たり）		全灯使用（高照度） 00VVZ4KJ使用（全面）	1,720 1,150 -			
			850 570 -	800W12灯使用（半面）	430 290 -	

(2) 附属施設等

区分	単位	料金
放送施設	1式	1回 780 520 260
会議室	1室	1回 460 310 150
会議室冷暖房	1台	1時間 - 100 -

増徴なし、50%減免なし

2 墨坂庭球場、臥竜公園庭球場

区分	時間	年間使用料			使用可能期間/ 3月から11月まで
		午前	午後	夜間（臥竜）	
コート占用使用（1面）		2,040 1,360 680	2,040 1,360 680	4,080 2,720 1,360	
個人使用	一般	300 200 -	220 150 -	610 410 -	9,420 6,280
	中学生以下	150 100 -	100 70 -	300 200 -	4,710 3,140
(備考)		1 墨坂庭球場の午後は、正午～午後7時とする。 2 占用使用は、2面までとする。ただし、大会その他の市長が必要と認める場合を除く。			夜間以外及び墨坂 夜間以外及び墨坂

3 須坂市柔道場、須坂市剣道場

区分	使用料（1時間当たり）	年間使用料
全館使用	750 500 250	
個人使用	一般	4,080 2,720
	中学生以下	2,040 1,360
電灯使用料	220 150 -	年間使用料券でも電灯使用料別途必要
(備考)	使用時間に1時間未満の端数があるときは、切り上げる。	

4 須坂市弓道場

区分	時間	午前8時30分～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時30分	年間使用料
全館使用		2,040 1,360 680	2,040 1,360 680	3,130 2,090 1,040	
個人使用	一般	190 130 -	190 130 -	300 200 -	4,080 2,720
	中学生以下	100 70 -	100 70 -	150 100 -	2,040 1,360

5 県民須坂運動広場

区分	時間	午前5時～正午	正午～午後7時	使用可能期間/3月から11月まで
全面使用		4,080 2,720 1,360	4,080 2,720 1,360	
区分使用		2,040 1,360 680	2,040 1,360 680	
会議室使用		610 410 200	610 410 200	

6 須坂勤労青少年体育センター

区分	時間	午前8時30分～正午	正午～午後4時	午後4時～午後6時	午後6時～午後7時30分	午後7時30分～午後9時30分
全館使用		1,560 1,040 520	1,560 1,040 520	780 520 260	780 520 260	780 520 260
個人使用	一般	150 100 -	150 100 -	70 50 -	70 50 -	70 50 -
	中学生以下	70 50 -	70 50 -	40 30 -	40 30 -	40 30 -
電灯使用料（1時間当たり）		460 310 -				

7 須坂市野球場

区分	時間	午前5時～正午	正午～午後6時	午後6時～午後9時30分	使用可能期間/3月から11月まで
野球場使用		3,130 2,090 1,040	3,130 2,090 1,040	1,560 1,040 520	
スコアボード使用		460 310 150	460 310 150	460 310 150	
照明施設使用（1時間当たり）		7,840 5,230 -			

8 須坂小学校・常盤中学校運動場照明施設

区分	使用料	使用可能期間/3月から11月まで
1KW70灯使用（1時間当たり）	4,710 3,140	※須坂小学校・常盤中学校運動場両面使用
1KW46灯使用（1時間当たり）	3,130 2,090	※須坂小学校運動場
1KW40灯使用（1時間当たり）	2,190 1,460	※常盤中学校運動場
700W8灯 400W16灯 使用（1時間当たり）	1,020 680	

9 須坂市卓球場

区分	時間	午前8時30分～正午	正午～午後4時	午後4時～午後6時	午後6時～午後7時30分	午後7時30分～午後9時30分
アリーナ全面使用（卓球台最大6台使用可）		2,040 1,360 680	2,040 1,360 680	930 620 310	930 620 310	930 620 310
アリーナ半面使用（卓球台1～3台使用可）		1,020 680 340	1,020 680 340	460 310 150	460 310 150	460 310 150
個人使用	一般	190 130 -	190 130 -	100 70 -	100 70 -	100 70 -
	中学生以下	100 70 -	100 70 -	60 40 -	60 40 -	60 40 -
電灯使用料（1時間当たり）		アリーナ全面使用 220 150	アリーナ半面使用 120 80			

10 須坂市北部運動広場

区分	使用料（1時間当たり）		
サッカー一般用	4,500	3,000	1,500
サッカー少年用 （1面につき）	2,250	1,500	750
フットサル （1面につき）	750	500	250
野球・ソフトボール	3,000	2,000	1,000
（備考）	使用時間に1時間未満の端数があるときは、切り上げる。		

休館日以外の年間使用可

使用可能期間/休館日を除く3月から11月まで

11 須坂市福島スポーツ広場

区分	時間	午前5時～正午			正午～午後7時		
		ソフトボール場	2,040	1,360	680	2,040	1,360
クレー広場	サッカー場 （1面につき）	2,820	1,880	940	2,820	1,880	940

使用可能期間/3月から11月まで

12 備品

2023. 4. 1改定

品目	単位	回数	料金		
バレーボール用具	1式	1回	400	270	130
バスケットボール用具	1式	1回	540	360	180
バドミントン用具	1式	1回	210	140	70
4人制ソフトバレー用具	1式	1回	210	140	70
卓球用具	1式	1回	210	140	70
庭球用具	1式	1回	400	270	130
弓道用具	1式	1回	390	260	130
放送用具	1式	1回	1,030	690	340
マット	1枚	1回	100	70	30
ウレタンマット	1枚	1回	100	70	30
トランポリン（A）	1台	1回	390	260	130
トランポリン（B）	1台	1回	840	560	280
補助台及びスポッターマット	1式	1回	510	340	170
エアーマット	1枚	1回	210	140	70
ミニトランポリン	1台	1回	150	100	50
とび箱	1台	1回	400	270	130
ジェットヒーター	1台	1時間	-	310	-
移動式冷暖房機	1台	1時間	-	150	-
野球用ベース	1組	1回	190	130	60
サッカー用具	1式	1回	400	270	130
マレットゴルフ用具	1式	1回	150	100	50
（備考）	1 1回とは、それぞれの設備、備品に直接関係ある施設の使用時間内とする。 2 備品使用は、係員の指示に従い使用者が行うものとする。 3 墨坂庭球場、臥竜公園庭球場の庭球用具使用料については、施設使用料に含めるものとする。				

・トランポリン(A)または(B)1台借用時は補助台及びスポッターマット1式、マット2枚、ウレタン2枚をセットで使用。
 マット等を持ち込む場合は必要な用具を借用申請する。
 ・トランポリン(A)はマットの色:黄色
 トランポリン(B)はの色:グレー
 (トランポリン支柱に記載あり)
 ・ミニトランポリンは単独で使用可。
 ・詳細は「トランポリンの申請注意事項と必要用具一覧」を参照

増徴なし、50%減免なし

増徴なし、50%減免なし

13 使用料の増徴等

- 電灯使用料、会議室冷暖房、須坂市野球場照明施設、須坂小学校・常盤中学校運動場照明施設、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機の1時間未満は、1時間とする。
- 使用者が営利を目的としないで、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の2倍を徴収する。
- 使用者が営利を目的として使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の15倍を徴収する。
- 市民以外の者（須坂市内に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の1.5倍を徴収する。ただし、10円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 申請時間を超過して使用する場合は、超過1時間につき、それぞれの区分に該当する使用料の1時間当たりの使用料を増徴する。
- 市内在住・在勤10人以上等は50%減免とし、減免後の額に10円未満の端数があるときは切り捨てる。

学校施設使用料表

区分	体育館				運動場		
	午前8時30分～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時30分	1時間当たりの電灯使用料	午前5時～正午	正午～午後7時	午後7時～午後9時30分
須坂小学校	520 260	520 260	520 260	140	410 205	410 205	310 155
豊丘小学校	520 260	520 260	520 260	100	410 205	410 205	-
上記以外の小学校	520 260	520 260	520 260	140	410 205	410 205	-
常盤中学校 アリーナ	520 260	520 260	520 260	140	410 205	410 205	310 155
常盤中学校 武道場	520 260	520 260	520 260	140			
上記以外の中学校 アリーナ	520 260	520 260	520 260	140	410 205	410 205	-
上記以外の中学校 武道場	520 260	520 260	520 260	140			

備考：使用者が入場料を徴して使用する場合は、使用料金の2倍の額とする。